

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 農 業 委 員 会

番号 1

不利益処分の内容		農地等の権利移動の許可の取消し
根拠法令及び条項		農地法第3条の2第2項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に対する、第3条の2の処分に当たっては、法令の定めによるほか、次に掲げる基準による。</p> <p>平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1 「第4 法第3条の2関係」</p> <p>2 1に規定するもののほか、次に掲げる通知を考慮して処分を行う。</p> <p>(1) 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第1 全般的事項「(1)農地等の定義」又は「(2)農地等に該当するかの判断に当たっての留意事項」</p> <p>(2) 平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法の運用について」別添「第3 遊休農地に関する措置」中、「1 法第30条第1項関係」又は「2 法第30条第3項関係」</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年10月1日設定 (年 月 日最終変更)